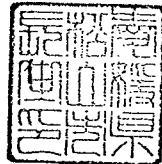


松山市条例第32号

平成26年3月28日

松山市長 野志克



松山市中小企業振興基本条例をここに公布する。

記

松山市中小企業振興基本条例

瀬戸内の温暖で穏やかな気候に恵まれ、日本最古といわれる道後温泉や美しい姿を誇る松山城などの歴史的・文化的資源を有し、正岡子規をはじめとする多くの俳人などを輩出する松山市には、機械、繊維及び化学製品を中心とした製造業、四国最大規模の商業集積地である旧市街を中心とした商業・サービス業、道後温泉を中心とした観光産業、かんきつ類の生産を中心とした農林水産業など幅広い産業が集積している。

このような特色のある松山市は、愛媛県の県都として、広く周辺地域と良好な関係を築きながら経済の発展に寄与してきたところ、本市にとってその産業の多くを支える中小企業は、今後とも、地域資源が持つ価値を最大限に活用し、雇用を確保・拡大し、市民生活を向上させる地域経済の振興・活性化のための極めて重要な担い手となるにほかならない。

しかしながら、経済活動の国際化、少子高齢化の急速な進展などにより経済的・社会的環境が大きく変化する中、中小企業の多くは、経営資金の調達、人材の確保、新たな設備投資、販路の拡大などの様々な領域において厳しい状況に置かれている。

このような状況の下、中小企業が持続的に成長・発展していくためには、まず自らがその経営向上に努め、地域社会における責任を果たし、市民や社会からより一層の信頼を得ることが求められる。

また、四国の中心都市として周辺地域の関係者を含めた中小企業の振興を図るために、全ての市民が、意欲のある中小企業を地域社会全体で支援することの意義について理解を深め、連携し、協力していくことが不可欠である。

ここに私たちは、中小企業の振興を松山市の重要な課題として位置付け、これに積極的に取り組み、中小企業の経営基盤の安定化を図り、誰もが働きがいを持ち安心して意欲的に働き続けられる労働環境を整備することで、仕事と生活の調和がとれた安定した生活を営むことのできるまちをつくることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地域経済において果たす中小企業の役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業関係団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、経済同友会、中小企業家同友会、士業団体その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校であって、市内に存するものをいう。
- (5) 市民 市内に居住し、又は滞在（通勤又は通学を含む。）する者及び市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 創造的な事業活動 中小企業基本法第2条第3項に規定する創造的な事業活動をいう。
- (7) 産学官連携 中小企業者、大学、市等が、その合意に基づき相互に連携することをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 中小企業者の創意工夫が生かされる創造的な事業活動等が促進されること。
- (2) 中小企業者の自主的な努力による経営改善が促進されること。
- (3) 中小企業者の経済的・社会的環境の変化への適応が円滑化されること。
- (4) 中小企業者の経営の安定化のための資金及び人材の確保等が図られること。
- (5) 市、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、金融機関、学校、市民その他の関係者の連携及び協力が図られること。

(基本方針)

第4条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、中小企業振興施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業者の創造的な事業活動及び円滑な事業承継並びに市民の創業を支援すること。
- (2) 中小企業者の経営基盤の強化を促進すること。
- (3) 中小企業者の事業活動に必要な人材の確保、育成及び定着を図ること。
- (4) 中小企業の振興を効果的に実施するための必要な調査及び研究を行うこと。
- (5) 中小企業の振興に必要な制度、組織及び拠点の整備を図ること。
- (6) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等において中小企業者の受注機会の増大を図ること。
- (7) 中小企業者の販路の拡大を図ること。
- (8) 効果的で利用しやすい融資制度の充実その他中小企業者に対する資金供給の円滑化を図ること。
- (9) 中小企業者と市、中小企業関係団体、大企業者、金融機関、学校及び市民との連携及び協力を推進すること。

(市の責務)

第5条 市は、基本方針に基づき、総合的な中小企業振興施策を定め、周知し、及び実施しなければならない。

2 市は、必要に応じて、又は機会を捉えて、国、愛媛県その他の地方公共団体、市内外で活躍する本市ゆかりの人材（本市の出身者その他の本市と関係を有する人材をいう。）等に協力及び支援を求めるものとする。

(中小企業者の努力)

第6条 中小企業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 自主的な努力による経営改善、技術の高度化等を通じて経営基盤を強化すること。
- (2) その社会的責任を自覚し、地域社会及び市民生活の向上に貢献すること。
- (3) 市、中小企業関係団体その他の者が実施する中小企業の振興に関する施策及び事業に協力すること。
- (4) 他の中小企業者により生産され、製造され、若しくは加工された物品を消費し、又は提供されるサービスを利用するほか、他の中小企業者と連携し、及び協力すること。

(5) 大学及び専修学校と産学官連携等によって新産業を創出し、及び専門的技術を有する人材を育成すること。

(6) 学校の職場体験活動その他職業に関する理解を深める学習等に協力すること。

(中小企業関係団体の役割)

第7条 中小企業関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業者の自主的な努力及び創意工夫による取組をそれぞれの立場で積極的に支援するものとする。

2 中小企業関係団体は、市その他の者が実施する中小企業の振興に関する施策及び事業に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業者とともに地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、事業活動を行うに当たっては、中小企業者との連携に努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市、中小企業関係団体その他の者が実施する中小企業の振興に関する施策及び事業に協力するよう努めるものとする。

3 大企業者は、中小企業者により生産され、製造され、若しくは加工された物品の消費又は提供されるサービスの利用に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者が自主的に経営基盤の強化に取り組むことができるよう円滑な資金の供給、経営相談、販路拡大の支援等を行い、中小企業の育成及び発展に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市、中小企業関係団体その他の者が実施する中小企業の振興に関する施策及び事業に協力するよう努めるものとする。

3 地域密着型金融を推進する金融機関は、前2項の規定による協力を積極的に行うものとする。

(学校の自主的な協力)

第10条 大学及び専修学校は、産学官連携等によって、自主的に、新産業の創出及び専門的技術を有する人材の育成並びにこれらの研究に努めるものとする。

2 学校は、自主的に、職場体験活動その他職業に関する理解を深める学習等を通じて地

域の次世代を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

- 3 前2項の規定による協力は、学校その他教育に關係する者の自由かつ自律的な意思のみに基づいて行われるものとする。

(市民の理解及び協力)

第11条 市民は、中小企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市内で生産され、製造され、若しくは加工された物品を消費し、又は提供されるサービスを利用すること等により、中小企業の健全な育成及び発展に協力するよう努めるものとする。

(中小企業振興計画)

第12条 市長は、基本方針に基づいて、中小企業振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するものとする。

- 2 振興計画には、中小企業の振興を総合的かつ戦略的に行うための目標、施策その他必要な事項を定めるものとする。

- 3 市長は、振興計画の策定に当たっては、中小企業者その他の関係者の意見を反映するための必要な措置を講じるものとする。

- 4 市長は、振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表し、及び周知するものとする。

- 5 市長は、中小企業を取り巻く環境の変化を勘案し、及び中小企業振興施策の実施状況を調査・分析し、おおむね5年ごとに振興計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による振興計画の変更について準用する。

(中小企業振興円卓会議)

第13条 中小企業関係団体のうち法律に設置の定めのある団体は、中小企業の振興のため必要と認めるときは、規約を定め、中小企業振興円卓会議を設置することができる。

- 2 中小企業振興円卓会議は、前項の目的を達成するため、この条例に定める事項、その実施状況その他必要な事項について自ら調査、検証等を行い、市長に意見を述べることができる。

- 3 市長は、中小企業振興円卓会議から求めがあったときは、適當と認められる範囲内において、必要な協力をることができる。

(財政上の措置)

第14条 市は、中小企業振興施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。